

徳島県生産性向上・職場環境整備等支援事業補助金交付要綱

（補助金の交付）

第1条 知事は、人材確保が喫緊の課題となっている中、業務の生産性を向上させ、職員の処遇改善につなげることを目的に、医療機関の開設者である医療法人、社会福祉法人、地方公共団体、訪問看護ステーションの開設者である法人及びその他知事が適当と認める者（以下「医療法人等」という。）が行う限られた人員でより効率的に業務を行う環境の整備の費用等に対し、予算の範囲内で、緊急支援的に補助金を交付するものとし、その交付については、令和7年度（令和6年度からの繰越分）医療施設等経営強化緊急支援事業の実施について（令和7年4月1日医政発0401第5号厚生労働省医政局長通知）の別紙医療施設等経営強化緊急支援事業実施要綱、令和7年度（令和6年度からの繰越分）医療施設等経営強化緊急支援事業費補助金交付要綱（令和7年5月2日厚生労働省発医政0502第8号）及び徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象施設）

第2条 補助金の交付対象とする施設は、令和7年3月31日時点で別表第1に掲げるベースアップ評価料を届け出ている病院、有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）及び訪問看護ステーション（以下「対象施設」という。）とする。

（補助対象経費）

第3条 この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に、対象施設が行う次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）のいずれか（複数可）に要する経費とする。

(1) ICT機器等の導入による業務効率化

タブレット端末、離床センサー、インカム、WEB会議設備、床ふきロボット、監視カメラ等の業務効率化に資する設備の導入

(2) タスクシフト／シェアによる業務効率化

医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト／シェア

(3) 補助金を活用した更なる賃上げ

処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善

2 前項の補助対象経費は、消費税及び地方消費税を除いた額とする。ただし、医療法人等が次に掲げる要件に該当する場合は、この限りでない。

(1) 消費税法における納税義務者でない者

(2) 消費税法における簡易課税事業者

(補助金額等)

第4条 補助金額は、別表第2に定める基準額と補助対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定し、当該選定額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付申請書等)

第5条 規則第3条の補助金交付申請書は、様式第1号による。

2 規則第3条の知事が定める書類は、様式第2号及び支出実績を証する書類（交付申請の際補助事業が完了している場合に限る。）とする。

3 規則第3条の知事が定める期日は、知事が別に定める。

(補助金の交付の条件)

第6条 規則第5条第1項各号に掲げる事項、規則第15条の2に規定する事項及び次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の決定の条件となる。

(1) 補助事業に係る経費は、他の経費と明確に区分して経理すること。

(2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(3) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の利益が生ずると認められた場合及び知事の承認を受けて規則第17条第2号に定める機械及び器具を処分することにより収入があった場合には、知事はその収入の一部又は全部を納付させることがある。

(軽微な変更)

第7条 規則第5条第1項第1号の知事の定める軽微な変更は、補助対象経費の区分相互間における20パーセントを超えない金額の変更とする。

2 規則第5条第1項第2号の知事の定める軽微な変更は、補助金額に変更のないもので、補助事業の目的を損なわない事業計画の細部の変更とする。

(変更の承認の申請等)

第8条 規則第5条第1項第1号から第3号までの規定による知事の承認を受けようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請を行う場合は、様式第2号を添付しなければならない。

3 規則第5条第1項第4号の規定による知事への報告をしようとする者は、その理由及び補助事業の遂行の状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(実績報告書等)

第9条 規則第11条の実績報告書は、様式第4号による。ただし、交付の申請があったときに補助事業が完了している場合においては、申請書の提出をもって実績報告書の提出に代えるものとする。

2 規則第11条の知事が定める書類は、支出実績を証する書類とする。ただし、前項ただし書きの場合においては、様式第2号及び支出実績を証する書類をもって代えるものとする。

3 規則第11条の規定による実績報告（第1項ただし書きに規定する場合を除く。）は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までにしなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 前条第1項ただし書きの場合においては、規則第4条の交付決定により、規則第12条に規定する補助金の額の確定があったものとみなす。

(補助金の請求)

第11条 規則第12条の規定による通知（第9条第1項ただし書きの場合においては、規則第6条の規定による通知）を受けた補助事業者は、補助金請求書（様式第5号）に当該通知に係る通知書の写しを添えて知事に補助金の請求をしなければならない。

(補助金の支払)

第12条 知事は、前条の補助金請求書等を受理した後に、補助金を支払うものとする。

(補助金の概算払)

第13条 知事は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、補助事業者に対し、補助金を概算払により交付することがある。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、補助金請求書に知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(決定の取消等)

第14条 知事は、補助事業者が規則第14条に規定する事項のほか、次の各号に該当すると認められたときは、補助金の交付の決定の一部又は全部を取り消すことがある。

(1) 不正手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 補助事業を実施せず、実施しようという意思が認められないとき。

(3) 補助事業を完了する見込みがなくなったとき。

(4) 補助事業の実施において、著しく社会的妥当性を欠く行為があったと認められるとき。

(5) その他この要綱の定めに違反したとき。

(補助金の返還)

第15条 知事は、補助事業者が規則第15条に規定する事項のほか、補助事業が中止されることとなった場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(1) 補助事業者は、規則第14条第1項の規定による補助金の交付の決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならないこと。

(2) 補助事業者は、補助金の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならないこと。

(報告及び調査)

第16条 知事は、補助事業に関して、必要に応じて報告を求め、調査を行うことができる。

(証拠書類の保管)

第17条 規則第16条の帳簿及び証拠書類の保管の期間は、補助金の額の確定の通知を受けた日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

(財産処分の制限)

第18条 規則第17条の知事が定める財産は、補助事業により取得又は効用の増加した不動産及びその従物並びに取得価格の単価が50万円以上又は単価が50万円以上に効用の増加した機械及び器具とする。

2 規則第17条ただし書の知事が定める期間は、厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について（平成20年4月17日健発第0417001号）で定める年数とする。

(雑則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行し、令和6年4月1日以後に実施する事業（この要綱の施行日までに事業が完了し、又は当該事業に係る支払いが完了しているものを含

む。)について適用する。

別表第1（第2条関係）

対象施設	ベースアップ評価料の区分
病院 有床診療所	0100 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） P100 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） 0102 入院ベースアップ評価料（医科） P102 入院ベースアップ評価料（歯科） 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）
無床診療所 訪問看護ステーション	0100 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） P100 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）

別表第2（第4条関係）

対象施設	基準額	補助率
病院・有床診療所（医科・歯科）	許可病床数 × 40千円 ただし、許可病床数が4床以下の有床診療所は、1施設×180千円	10分の10以内
無床診療所（医科・歯科）	1施設 × 180千円	
訪問看護ステーション	1施設 × 180千円	